

2020年7月1日

学生支援緊急給付金の差別を是正し、朝鮮大学校学生を給付の対象とすることを求める

2020年5月19日、文部科学省（以下「文科省」）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済的に困窮する大学生等を対象として、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（以下「給付金」）の創設を発表した。

給付金は、経済的に困窮し、学費を支払えずに中退せざるを得ない学生などを救済し、教育を受ける権利を保障するための措置として実施が求められているものである。さらには、本給付金を必要とする困窮学生の状況はまさに逼迫しており、一日も早く実施、支給されることが必要である。

しかし本給付金制度は、いくつかの点において、合理的理由のない差別を含む制度となっている。

第一にあげるべき点は、本給付金の対象から、朝鮮大学校を対象外としていることである。文科省の2020年5月19日の発表時点では、対象を大学・大学院、専修学校及び日本語学校としたため、各種学校である朝鮮大学校のほかに、外国大学の日本校6校も対象外となっていた。その後、文科省は市民団体等から指摘を受け、上記外国大学日本校6校については対象に含める旨変更した。その中に、各種学校認可も受けていないテンプル大学日本校も含めたことは、本給付金制度の趣旨にかなった判断と評価する。しかしながら、朝鮮大学校1校のみ、未だ対象外となつたままである。朝鮮大学校の学生も、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情に変わりはない。文科省による取扱いに、なぜこのような差異が生じるのか。まったく合理的説明がつかない差別である。

2020年5月29日、市民団体が文科省と交渉を行い、5万5000通を超えるネット署名を提出し、この差別的取扱いの是正を要求した。これに対し文科省は、朝鮮大学校は各種学校であり、高等教育機関であることの担保がないと説明した。しかしこの説明は事実と異なる。一つの例は、日本の大学・大学院の入学資格（受験資格）である。1998年、京都大学が独自の判断で朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め、合格とした。この件が契機となり、当時の文部省は1999年8月、学校教育法施行規則を改正し、日本の大学の大学院入学資格（受験資格）がなかった朝鮮大学校や外国大学日本校の卒業生に入学資格を認めることにした。さらには2012年の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の改正によって、社会福祉士及び介護福祉士の国家資格の試験も、朝鮮大学校卒業生も受験できるようにもしている。このように、朝鮮大学校を日本の大学などと同等な高等教育機関として認める法制度がすでに存在しており、この事実は同校が高等教育機関であることを十分に担保する証である。文科省の説明は、これらの事実をまったく無視した、または事実をゆがめた説明であり、憤りを禁じ得ない。

本給付金制度から、朝鮮大学校のみを排除していることは、高校無償化制度から朝鮮高校を排除し、幼保無償化から朝鮮幼稚園を排除していることと根は一つである。戦後の日本がとった政策は、日本国内で外国人（主に在日朝鮮人）が少数民族化することを恐れ、民族教育を否定することであった。その露骨な現れの一つが、朝鮮学校を各種学校としてさえ認可すべきないという1965年文部事務次官通達である。

この思想は時代を経ても文科省・政府の中に一貫して流れており、留学生や日本で働くために来日した外国人とその家族への教育政策にも影を落としている。本給付金制度において、留学生に対してのみ成績上位であることなどの、日本の大学生にはない加重な要件を課している。この差別的な措置の裏にも、外国人は日本にとって役に立つ者だけが、恩恵として日本に存在を許され、そうでない者（そうでなくなった者）は早く日本を去れ、という思想が透けて見える。

朝鮮大学校の排除および留学生への要件加重は、日本国憲法が保障する平等権にも違反する。さらに、日本が結んでいる国際人権諸条約が禁じている人種差別、マイノリティー、移住者への差別である。朝鮮高校を高校無償化制度から排除しているのは差別であると、国連の委員会から日本は再三勧告を受けているが、政府はこれらの勧告を全く無視し、いまだ無償化を適用していない。同じ過ちをまた繰り返そうとしている。

以上より、我々は本給付金制度における差別を直ちに是正することを求める。

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知